

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

弁護士報酬請求事件（東京地方裁判所 平成22年（行ウ）第646号）

2 当事者

原告 中野区民ほか11名

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成22年(2010年)11月18日 東京地方裁判所に訴えの提起

4 事件の概要

本件は、中野区の住民である原告が、地方自治法（以下「法」という。）第242条の2第1項の規定に基づき提起した住民訴訟（以下「別件訴訟」という。）において勝訴したことから、同条第12項の規定に基づき、中野区に対し、別件訴訟において訴訟委任をした弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求する事案である。

5 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告らに対し、金1,543,500円及びこれに対する平成22年4月10日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) (1)は仮に執行することができる。

6 原告が主張する請求原因の要旨

- (1) 原告は、中野区長に対し、法第242条の2第1項に基づく住民訴訟を原告として提起し、又は共同参加人として参加し、勝訴した者である。
- (2) 原告は、同判決の確定（平成21年7月10日最高裁判所上告不受理決定）を受け、平成22年3月25日、同条第12項に基づき、中野区に対し、金1,543,500円及びこれに対する請求書到達の日から2週間を経過した日の翌日から支払済みまでの年5パーセントの割合による金員の支払を求めた。
- (3) これに対し、中野区は、同請求額が同項に定める相当と認められる額に当たるかどうかの判断ができないため任意に支払うことはできない旨の回答をし、支払を拒んだ。
- (4) 原告のした請求の額は、最高裁判所が判決において示した基準をもとに算定したもので、相当と認められる額である。
- (5) よって、請求の趣旨に記載の判決を求める。